



福岡医発第 169 号 (地)

令和 2 年 4 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン (改訂版) について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省労働基準局労働衛生課長より、日本医師会を通じて周知協力依頼がありました。

治療と仕事の両立支援対策については、平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて」に基づき、本ガイドラインの周知徹底により事業者等の取組の推進を図っているところです。

今般、ガイドラインの参考資料として、心疾患および糖尿病の治療の特徴を踏まえた対応等について、「心疾患に関する留意事項」及び「糖尿病に関する留意事項」を新たに作成されております。

また、難病に関して、ガイドライン掲載の様式例の作成のポイント、および具体的な事例を通じた様式例の記載方法を、新しく作成した「企業・医療機関連携マニュアル (事例編：難病)」に示されたところです。

なお、これらの参考資料や、これまでに公表したガイドライン、疾患別留意事項、企業医療機関連携マニュアル等は下記の厚生労働省ウェブサイトに掲載されておりますので、必要に応じてダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくようお願い申し上げます。

掲載先：厚生労働省ウェブサイト「治療と仕事の両立支援について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

小郡三井医師会より

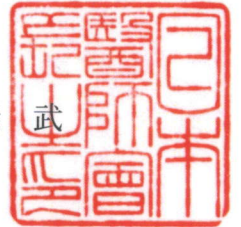
産業保健担当理事 榎藤秀之

会長 島田昇二郎

日医発第49号 (健 I 24)
令和2年4月9日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武



事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン（改訂版）について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインについて、別紙のとおり、厚生労働省労働基準局労働衛生課長より、その周知について協力依頼がありました。

治療と仕事の両立支援対策については、平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて」に基づき、本ガイドラインの周知徹底により事業者等の取組の推進を図っているところです。

今般、ガイドラインの参考資料として、心疾患および糖尿病の治療の特徴を踏まえた対応等について、「心疾患に関する留意事項」及び「糖尿病に関する留意事項」を新たに作成しました。また、難病に関して、ガイドライン掲載の様式例の作成のポイント、および具体的な事例を通じた様式例の記載方法を、新しく作成した「企業・医療機関連携マニュアル（事例編：難病）」に示したところです。なお、これらの参考資料や、これまでに公表したガイドライン、疾患別留意事項、企業医療機関連携マニュアル等は厚生労働省ウェブサイトに掲載しております。

【参考URL】 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

つきましては、ガイドラインおよびマニュアルを2部ずつ同封させていただきますので、本内容をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年4月3日

日本医師会 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン
「心疾患に関する留意事項」、「糖尿病に関する留意事項」、
「企業・医療機関連携マニュアル（事例編：難病）」について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

治療と仕事の両立支援対策については、平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて」に基づき、本ガイドラインの周知徹底により事業者等の取組の推進を図っているところです。

今般、ガイドラインの参考資料として、心疾患及び糖尿病の治療の特徴を踏まえた対応等について、「心疾患に関する留意事項」（別添1）及び「糖尿病に関する留意事項」（別添2）を新たに作成しました。また、難病に関して、ガイドライン掲載の様式例の作成のポイント、及び具体的な事例を通じた様式例の記載方法を、新しく作成した「企業・医療機関連携マニュアル（事例編：難病）」（別添3）に示したところです。なお、これらの参考資料や、これまでに公表したガイドライン、疾患別留意事項、企業医療機関連携マニュアル等は厚生労働省ウェブサイトに掲載しております。この内容について御了知いただくとともに、関係機関等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

【別添】

別添1：心疾患に関する留意事項

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000609375.pdf>

別添2：糖尿病に関する留意事項

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000609377.pdf>

別添3：企業・医療機関連携マニュアル（事例編：難病）

冒頭 <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000608632.pdf>

事例1 <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000608633.pdf>

事例2 <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000608637.pdf>

事例3 <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000608638.pdf>

【参考】

厚生労働省ウェブサイト「治療と仕事の両立について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>